

地方公務員共済における非常勤職員への 短期給付等の適用について

地方公務員等共済組合法の改正案の概要

【地方公務員共済における非常勤職員への短期給付等の適用】

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案における被用者保険(厚生年金・健康保険)の更なる適用対象の拡大に併せて、国家公務員共済組合法が、被用者保険の適用対象である非常勤職員に対して、短期給付(医療保険)等を適用するための改正を行う。

地方公務員共済制度は国家公務員共済制度との権衡が法律上求められているため、地方公務員等共済組合法を改正し、同様の措置を講ずる。

※ 地方公務員等共済組合法の改正は、国家公務員共済組合法の改正と同様に、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案に束ねる形で一本化。

改正案の概要

- 地方公務員等のうち被用者保険(厚生年金・健康保険)の適用対象である非常勤職員を地共済組合員とする。
- 新たに地共済組合員となる非常勤職員に対して、短期給付(医療保険)・福祉事業(健康診査等)を適用する。

※ 当該非常勤職員には過去の適用拡大により既に厚生年金が直接適用されている。被用者年金一元化(平成27年10月～)により、地共済の長期給付(年金)は厚生年金となっているため、今回の改正では、短期給付・福祉事業のみ適用する。

※ この他、年金の繰下げ受給の上限年齢の引き上げ(70歳→75歳)などの厚生年金保険法等の改正に伴う所要の改正を行う。

【施行期日】 令和4年10月1日 (一部の改正事項を除く。)

地方公務員等共済組合法の適用拡大（イメージ）

- 現行法上、地共済組合員は常勤職員（常勤並みに働く非常勤職員を含む。）に限られており、地共済組合員に対して、短期給付（医療保険）・長期給付（年金）・福祉事業（健康診査等）が適用されている。
- 被用者保険（厚生年金・健康保険）の更なる適用拡大に併せて、国共済法が適用対象を非常勤職員に拡大し、被用者保険の適用対象である非常勤職員を国共済組合員とした上で、短期給付・福祉事業を適用するため、地共済法も同様の措置を講ずる。

現行制度

地共済組合員

常勤職員

要件：常時勤務に服することを要する者

常勤的非常勤職員

要件：①任用が事実上継続
②フルタイムで月18日以上勤務で1年超勤務
③1年超勤務後引き続きフルタイムで勤務見込み

地共済組合員ではない者

厚生年金・健康保険の適用対象者

要件：①週20時間以上勤務
②月額賃金8.8万円以上 など

地共済組合員ではないため、厚生年金・健康保険が直接適用

※平成28年の年金制度改革法により、国・地方公共団体は従業員規模に関わらず、厚生年金・健康保険が適用

国民年金・国民健康保険の適用対象者

法改正後

地共済組合員

常勤職員

要件：常時勤務に服することを要する者

常勤的非常勤職員

要件：①任用が事実上継続
②フルタイムで月18日以上勤務で1年超勤務
③1年超勤務後引き続きフルタイムで勤務見込み

地共済組合員として、短期給付・福祉事業を適用

※厚生年金は既に直接適用されている

厚生年金・健康保険の適用対象者

要件：①週20時間以上勤務
②月額賃金8.8万円以上 など

地共済組合員ではない者

国民年金・国民健康保険の適用対象者

常勤職員

非常勤職員